地域福祉審議会資料１ 令 和 ８ 年 ３ 月 ２ 日

令和８年３月２日

目黒区地域福祉審議会
会長　　石渡　和実　様

目黒区障害者自立支援協議会
会長　　岩崎　香

目黒区障害者計画策定に関する意見

目黒区障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）では、この間、専門部会をはじめ、協議会委員とともに目黒区の障害福祉の現状把握と課題抽出を行ってまいりました。

次期障害者計画で取り組んでいただきたい中心的課題を集約いたしましたので、協議会の意見として提出させていただきます。

基本目標Ⅰ　地域で安心して暮らし続けることができる環境の整備

１　相談支援の充実

近年、障害福祉サービス利用者数の増加や相談内容の複雑化等を要因として、相談支援専門員の離職及び経営難による事業所の休廃止が相次ぎ、新規相談の受入れが困難な状況やのぞまないセルフプラン率の増加といった状況が継続しています。今後も高まる相談支援ニーズに対応するため、新たな相談支援体制の在り方について、早期に検討していくことが求められます。

地域生活支援拠点は、障害者等の重度化・高齢化及び親なき後を見据えた切れ目のない支援を目的として開設され、３６５日２４時間体制で身近な生活相談に対応するとともに、自立に向けた体験の機会・場の提供を行っています。しかし、具体的な機能や役割については、区民や関係機関に浸透していないほか、支援の主軸である拠点コーディネーターが地域の関係機関や社会資源をつなぎ、地域全体の支援を面的ネットワークにより行う仕組みについては十分に構築できていない現状です。今後、緊急時の受入れ体制の強化や地域全体に対する支援力の向上を図るため、地域生活支援拠点の事業実績の検証・評価等を通じて、機能強化に向けた検討をお願いします。

基幹相談支援センターは、地域の相談支援体制における中核的な機関として、困難事例等における相談支援事業者への後方支援を行うとともに、地域の相談支援力の向上や人材育成に向けて、地域の実情に合わせた研修会や事例検討会等を実施しています。近年では相談内容の複雑化や多機関連携による支援の重要性など、相談支援を取り巻く環境は大きく変化しています。支援の質の向上に向けた取組や関係機関とのネットワーク強化

の機会の創出など、今後も基幹相談支援センターの中核的機能を安定的に発揮するため、障害種別に偏りのない人材確保や事業所支援策の拡充について検討をお願いします。

また、地域の相談支援事業所は、障害のある人やその家族にとって最も身近な相談先であり、長期にわたり伴走支援を担う重要な機関です。相談支援の充実に当たっては、単に事業所数を増やすだけではなく、既存の事業所も含め、地域全体で相談支援の質的向上を図っていく必要があります。相談支援を希望する人が確実に利用できるサービス提供体制の確保に向けて、新規開設事業所に対する支援策やセルフプランに対する取組等、区独自の視点で具体的な施策の検討をお願いします。

この他、目黒区では令和６年度から重層的支援体制整備事業を実施し、関係機関の連携や支援者へのサポートの進展により、複合的な課題を抱える方や制度の狭間の問題に対する一体的な支援が可能となり、相談体制の強化が図られています。今後も引き続き、関係する各会議体において、障害と他分野との一層の連携を図り、情報共有や協働の仕組みを強化することで、地域全体で切れ目のない支援を実現し、包括的支援体制の充実に向けた検討が必要です。

２　暮らしの場の整備

近年、障害のある人とその家族の高齢化に伴い、親なき後を見据えた取組の重要性は一層高まっています。住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、障害者グループホーム（以下「グループホーム」という。）をはじめとする暮らしの場の整備が必要です。暮らしの場については、利用ニーズに対して十分な施設数が確保されているとは言えず、特に医療的ケア児・者を含む重度障害者に対応した施設は設備投資や人員配置のハードルが高く、事業者の新規参入も見込みにくいことから、深刻な課題となっています。多様な障害種別や障害特性に対応するとともに、将来の高齢化や重度化を見据え、様々な利用者のニーズに応じた施設整備の検討をお願いします。

また、暮らしの場の整備に当たっては、整備事業者に対する支援の充実も不可欠です。近年の急激な建築資材費や人件費の高騰等に応じた、グループホーム整備・運営に係る補助金の増額についても検討をお願いします。さらに、目黒区では、都心部という立地上、グループホームの整備に適した土地の確保が難しいため、公有地や空き家の利活用に加え、活用可能な民有地や建物に関する情報収集・発信に向けた検討も必要です。

なお、住宅に困窮する人々の居住支援については、目黒区居住支援協議会を設置し、障害のある人が安心して生活する環境づくりを推進していますが、引き続き地域福祉団体、不動産関係者及び行政が連携し、居住支援策の充実に向けた検討が必要です。

３　心のバリアフリーの推進

目黒区では、障害者週間記念事業「めぐろふれあいフェスティバル」や差別解消に関する区民向け講演会等を通じて、地域における障害理解・差別解消を推進していますが、参

加者の多くが障害当事者やその関係者に留まっており、地域住民の参加率は停滞している印象を受けます。交流機会の場は、障害の有無にかかわらず相互理解を図ることができる貴重な場であるため、今後より多くの方が参加できるよう、周知方法の工夫及び事業内容について検討をお願いします。

また、障害者差別解消法の改正により、令和６年４月から全ての事業者にも合理的配慮の提供について義務付けられましたが、未だ認知度は低いものとなっています。合理的配慮に向けては建設的対話が前提となりますが、事業者によって対応能力や体制整備の状況には大きな差がある現状です。法の趣旨及び障害の社会モデルの考え方に基づき、全ての事業者にとってより実践的な啓発方法のあり方については、さらなる検討が必要です。

さらに、障害理解・差別解消を進める上では、福祉教育の推進も不可欠です。特に学齢期から、人権と多様性を尊重する意識を醸成し、知識と理解を深めることが、偏見や差別をなくすための第一歩と考えます。福祉教育の機会の充実に向けた取組についても併せて検討をお願いします。

４　保健・医療・福祉の連携強化

近年、精神障害のある人は増加傾向にあり、今後も支援ニーズは多様化・複雑化していくことが見込まれます。一人ひとりに寄り添った支援をはじめ、アウトリーチを通じた個別支援や関係機関の連携強化等、支援内容について検討をお願いします。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム体制の構築に向けては、保健・医療・福祉関係者で構成する「目黒区精神保健医療福祉推進協議会」及び「精神障害者地域移行・地域定着推進連絡会」が設置されていますが、それぞれの所掌事項や構成員等が重複しているため、具体的な取組内容が見えづらい状況にあります。今後、各会議体の位置づけや役割分担を明確化し、より効果的・効率的な支援に向けた体制づくりについて検討をお願いします。

また、精神障害に対する支援として、ピアサポーターの活用は同じ立場や課題を経験してきたことを活かし、仲間として支えるという視点で有効な手法とされていますが、目黒区においてピアサポーターが活躍できる機会が多くありません。ピアサポーターが安心して活躍できる機会の創出及び地域づくりに向けた取組の検討をお願いします。

５　権利擁護の推進

虐待は本人の尊厳を害し、自立と社会参加を妨げるものですが、障害者虐待防止の主要機関である目黒区障害者虐待防止センターに対する認知度は不十分と言えます。障害のある人やその家族に対する周知は当然のことながら、障害福祉サービス事業所や区民を対象にした意識啓発、虐待防止及び人権擁護の意識の推進に向けた検討をお願いします。

支援を必要とする人を地域全体で支え合う仕組みとしての成年後見制度の推進はますます重要になっており、制度の利用が必要と認められる人を適切な支援に繋げるために

は、現場で働く従事者が高い水準で制度を理解することが重要だと考えます。研修会の開催等、事業者を対象とした理解促進の検討をお願いします。

また、障害の有無にかかわらず、誰もが自分の意思で希望する生活を実現するためには、意思決定支援の促進が不可欠です。本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことを原則とし、地域で共通理解を深めるとともに質の高い支援が実現されるよう、支援者のみならず、障害のある人やその家族に向けた効果的な周知・啓発事業について検討をお願いします。

6　災害時支援体制の強化

障害のある人に対する災害時の情報保障や障害特性に応じた避難誘導については、目黒区災害時要配慮者支援プランで定められていますが、災害時に有効に機能する仕組みとするためには、さらなる検討が必要です。バリアフリー環境の整備をはじめ、災害時に実効性のある取組の検討をお願いします。また、各福祉避難所におけるマニュアル整備状況や運用方針が分かりにくいため、福祉避難所における運営の拡充とともに、地域住民や関係機関に対する周知啓発の強化についても検討をお願いします。

また、目黒区では障害のある人やその家族等が安心して受けられる障害者参加型防災訓練を実施していますが、障害のある人をはじめ、区内の支援者等に対する周知が十分とは言えません。加えて、災害時に障害特性に応じて安心安全に避難するためには、地域住民の理解が重要です。障害者参加型防災訓練がより効果的な取組となるよう、周知方法の見直しや参加者要件拡充等の検討をお願いします。

基本目標Ⅱ　社会参加の促進

1　誰もが必要な情報を取得できる環境整備

全ての障害のある人が、あらゆる分野の活動に参加し、自分らしい生活を送るためには、誰もが必要な情報を取得できる環境が必要です。障害特性に応じた多様な方法による情報保障及び意思疎通手段の確保においては、区からの情報発信はもとより、事業者や地域住民の理解促進が重要です。引き続き、障害種別に応じた情報保障及び意思疎通手段の確保に向けた検討をお願いします。

2　移動支援事業の充実

移動支援事業は、障害のある人の日常生活や社会参加において欠かせない事業である一方で、慢性的にガイドヘルパーが不足しており、深刻な課題であると認識しています。特に、利用ニーズが重なる朝夕の通学・通所の時間帯における不足は深刻であり、事業所側が依頼を断るケースも生じています。より多くの人が利用できるよう、報酬単価の引上げ、短時間のサービス提供における加算制度の新設、支給決定の上限時間や利用用途の見直し等を通じ、ガイドヘルパー不足の解消に向けた検討が必要です。

３　就労支援の充実

令和７年度に新たな就労系サービス「就労選択支援」が創設され、今後も法定雇用率の引き上げ等、障害者の就労支援を取り巻く環境は大きく変わっていくことが見込まれます。区の障害者就労支援の中核機関として、目黒障害者就労支援センターが培ってきたスキルや経験、地域の関係機関等との協働関係を活用し、引き続き就労支援の充実に向けた検討をお願いします。

４　多様な活動の場の拡充

障害のある人が生きがいを持ち、自分らしく充実した生活を送るためには、余暇活動や芸術文化活動、スポーツ活動等の多様な活動を送るための環境整備が必要ですが、これらの機会が十分に確保されているとは言えません。

活動内容についても、そのニーズは多様化していることから、分野の枠を超えた活動機会の創出や地域の社会資源の活用等による内容の充実について検討をお願いします。加えて、新たな活動の場に参加が困難な人に対しては、ピアサポーター等による参加支援を取り入れるなど、障害種別や障害特性に関わらず、誰もが安心して気軽に参加できる仕組みづくりが必要です。そのためには、余暇活動等を実施する団体の増加に向けた支援策等の検討も併せてお願いします。

また、日中活動の場の確保として、区立事業所を中心に障害者通所施設利用時間外活動支援事業が実施されていますが、引き続き実施事業所の拡充とその受入れ体制の確保に努め、より多くの障害のある人が利用できる環境整備について検討をお願いします。

基本目標Ⅲ　ライフステージや障害特性に応じた自立への支援の充実

１　障害福祉人材の確保と障害福祉サービスの質の確保・向上

障害福祉分野における人材の不足は、今後さらなる深刻化が見込まれることから、早期に解決を図るべき喫緊の課題です。将来にわたり安定的に質の高い障害福祉サービスを提供するためには、障害福祉サービス従事者の確保が必要不可欠となります。

区では、「めぐろ福祉しごと相談会」を年２回開催し、高齢福祉との協働により、分野を超えて人材確保に取り組んでいます。しかし、近年の採用実績が停滞していることから、今後さらに多くの採用につながるよう、本事業のこれまでの取組の検証等を踏まえ、効果的な実施に向けた事業の改善・充実に向けて引き続き検討をお願いします。

また、人材の育成・定着については、研修の受講・実施に係る費用助成や基幹相談支援センターにおける研修実施等にとどまっています。障害福祉人材が安定的に目黒区で働き続けられるよう、効果的な取組について検討をお願いします。

2　障害の特性に応じた適切な支援の実施

障害には様々な種類があり、それぞれの障害特性に応じた専門的な支援が望まれます。引き続き、全ての障害のある人が地域で自立した生活を送れる地域づくりに向けて、多様な支援体制の整備が必要です。

特に、強度行動障害については、家庭や地域における生活の困難さ等により、家族の心身の疲弊や精神的負担が大きくなる傾向にあります。強度行動障害に関する専門相談や支援技術を有する人材が不足していることもあり、区における強度行動障害のある人への支援体制は十分とは言えません。障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、障害者団体等の関係機関に対してニーズ調査を行うとともに、支援者の確保・育成や家族支援を含めた具体的な支援策の検討をお願いします。

3　障害児支援体制の充実

障害児が地域で安心して暮らし続けるためには、一人ひとりの発達段階や障害特性に応じた切れ目のない支援体制が重要であり、地域の障害児支援の中核機能を担う児童発達支援センターの機能強化が不可欠となります。しかし、当該センターの機能や役割については未だ明確化されておらず、区民や関係機関に浸透しているとは言えない状況です。

障害児支援に当たっては地域全体でサポートするという視点のもと、地域の障害児通所支援事業所の横のつながりを強化するとともに、関係機関を対象とした勉強会等を通じて、各専門職がそれぞれの専門性を発揮し、相互に連携しながらニーズに対応していけるよう、多角的に取組の検討をお願いします。

また、切れ目のない支援においては、児童本人のみならず、家族支援の充実も必要です。家族が長期にわたり安心して育児できるよう、心理カウンセリングやペアレント・トレーニング等による心的負担の軽減を図るとともに、家族同士のつながりの創出に向けた支援を検討してください。さらに、親なき後を見据えた継続的な支援に向けて、保護者だけではなく、きょうだい児に対する心理的なサポートに係る取組の検討もお願いします。

他にも、障害児のライフステージに応じた支援体制をより強固なものにするためには、従来の保健・医療・福祉による連携に加え、教育分野との連携強化は特に欠かせないものです。障害の有無に関わらず、全ての子どもが同じ場で共にいきいきと学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、教職員、児童、保護者等への理解啓発を進めるとともに、個々の実態に合わせた交流方法及び共同学習の充実について検討をお願いします。加えて、特別支援教育支援員についても、近年は登録者数・配置数が増加傾向にありますが、さらなる配置と体制強化に向けてより一層、制度の周知及び学校への登録者情報の提供に向けて検討をお願いします。

以　　上